基発第１２０３００３号
平成１９年１２月３日

道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

タクシーの上限運賃改定について

今般、東京地区タクシーの上限運賃が改定され、本年１２月３日から実施されたが、東京労働局長に対し、別添のとおり指示したので了知されたい。

また、貴局管内において、同旨のタクシーの上限運賃改定が実施されている地区及び今後タクシーの上限運賃改定が実施される地区がある場合には、同様の対応を行われたい。

別添

基発第1203002号
平成19年12月3日

東京労働局長　殿

厚生労働局労働基準局長
（公印省略）

東京地区タクシーの上限運賃改定について

標記については、本年12月3日から実施されたが、今回の上限運賃改定は、タクシーサービスの質を維持するためにタクシー運転者の賃金の改善のためのコストを賄うことを趣旨として行われたものであり、本年10月18日に開催された物価問題に関する関係閣僚会議において、別添1のとおり、上限運賃改定に伴う政府の対処方針が決定されたところである。

厚生労働省としては、タクシー運転者の労働条件の改善を一層促進するため、この機をとらえて、社団法人全国乗用自動車連合会あて別添2のとおり要請を行ったところである。

ついては、貴局におかれても、社団法人東京乗用旅客自動車協会に対し同旨の要請を行うとともに、引き続き、地方運輸機関との連携を図りつつ、タクシー運転者の労働条件の一層の確保・改善を推進されたい。

東京地区タクシーの上限運賃改定について

平成１９年１０月１８日
物価問題に関する関係閣僚会議

東京地区タクシーの運賃改定については、申請者の経営状況、燃料価格急騰等の影響、タクシー運転者の労働条件、物価・国民生活への影響等に関し、２回にわたる物価安定政策会議の開催による意見の聴取等を通じて慎重に検討を進めてきたが、別紙のとおり上限運賃の改定を認めることとし、あわせて、下記の方針により対処するものとする。

記

１．　政府は、良質かつ効率的なタクシー輸送を確保するため、事業者及び同団体に対し次の事項について強力に指導する。

（１）一層の経営効率化等に努めるとともに、サービスの向上により、一層の利用者利便の増進と輸送効率の向上を図る。

（２）タクシー運転者の労働条件の改善を図り、良質な労働力の確保に努める。

（３）運転者への教育の徹底等により、輸送の安全性向上を図る。

（４）高齢化社会の進展、国際観光需要の高まりなど社会環境の変化を踏まえ、地域のニーズに応える多様なサービスの提供に努める。

（５）利用者に対して、サービス内容や運賃の種類等の情報提供の一層の充実に努めるとともに、改定する事業者については改定後の運賃料金について周知徹底を図る。

また、上記（１）～（４）の事項に係る取組みに関して情報公開を行う。

別添１

2．　政府は、事業者及び同団体に対し、タクシーサービスの質を維持するためにタクシー運転者の賃金の改善のためのコストを賄うという今回の運賃改定の趣旨に鑑み、収入の増加に応じて、これを的確に賃金の増加に反映させることにより、タクシー運転者の労働条件を確実に改善するとともに、その実績を公表するよう強力に指導し、運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときは、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行う。

3．　政府は、更に効果的かつ直接的な安全規制を実施するとともに、監査・行政処分等の事後チェックの更なる充実・強化を図り、タクシー事業の安全確保、タクシー運転者の労働条件の確保・改善を図る。

4．　政府は、規制緩和の効果を消費者に一層還元し、また、タクシー事業の更なる発展を目指す方向で、以下の論点について早急に検討を進める。

（1）総括原価方式の見直し、上限運賃規制そのものの見直し、サービスの多様化、利用者への情報提供の充実など、自由な競争の中で経営努力が促され、消費者利益に的確に反映されるようにする方策

（2）サービスの質の確保、不良事業者の退出促進、タクシー運転者の賃金の確保等の観点から、経営の変革を促し、市場の構造を変える方策

（別紙）

東京地区タクシーの上限運賃改定の概要

１．運賃・料金

	現行運賃			申請運賃			改定運賃		
	区分	初乗	加算	区分	初乗	加算	区分	初乗	加算
改定率（平均）	—			18.7%			7.2%		
距離制	中型車	2.0km — 660円	274m — 80円	普通車	2.0km — 750～810円 （このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。）	238～276m — 80～90円	普通車	2.0km — 710円	288m — 90円
	小型車	2.0km — 640円	290m — 80円						
時間距離併用運賃	中型車	時速10km以下の走行時間について 1分40秒までごとに 80円		普通車	時速10km以下の走行時間について 1分30秒～1分40秒までごとに 80～100円 （このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。）		普通車	時速10km以下の走行時間について 1分45秒までごとに 90円	
	小型車	時速10km以下の走行時間について 1分45秒までごとに 80円							
時間制	中型車	初乗 1時間まで 4,380円 加算 30分までごとに 1,930円		普通車	初乗 30分～1時間まで 2,570～5,300円 加算 10分～30分までごとに 650～2,530円 （このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。）		普通車	初乗 1時間まで 4,550円 加算 30分までごとに 2,050円	
	小型車	初乗 1時間まで 4,070円 加算 30分までごとに 1,830円							
深夜・早朝割増	２３時から５時まで ３割増			２２時から５時まで ２割増			２２時から５時まで ２割増		

２．実施予定日　　平成１９年１２月　３日

３．前回改定実施年月日　　平成　９年　４月　１日（消費税単純転嫁）

平成　７年　３月１８日（実質改定）

別添２

基発第１２０３００１号
平成１９年１２月３日

社団法人全国乗用自動車連合会会長　殿

厚生労働省労働基準局長

タクシーの上限運賃改定について

今般、東京地区タクシーの上限運賃の改定が認可され、本年１２月３日から実施されましたが、先に開催された物価問題に関する関係閣僚会議において、「事業者及び同団体に対し、タクシーサービスの質を維持するためにタクシー運転者の賃金の改善のためのコストを賄うという今回の運賃改定の趣旨に鑑み、収入の増加に応じて、これを的確に賃金の増加に反映させることにより、タクシー運転者の労働条件を確実に改善するよう強力に指導する」等の政府方針が別添のとおり示されたところです。

厚生労働省においては、タクシー運転者の労働条件の確保・改善を労働基準行政の重点課題として、労働基準関係法令及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」といいます。）の遵守徹底を推進してきたところですが、タクシー事業場における監督指導実施結果をみると、依然として労働基準関係法令及び改善基準告示に違反している事業場が少なくない状況にあります。

つきましては、貴会におかれましても、物価問題に関する関係閣僚会議における政府方針を踏まえ、タクシー事業場における労働基準関係法令及び改善基準告示の遵守徹底による労働条件の確保・改善について、なお一層の自主的かつ積極的な努力を払われるとともに、特に今回の上限運賃改定の趣旨が各事業者に浸透し、賃金等の労働条件の改善に向けた自主的な対応が図られるよう、東京地区及び同旨のタクシーの上限運賃改定が実施されている地区における傘下の関係事業者団体及び会員各事業者に対する特段の指導方を要請いたします。

また、今後、他の地区において同旨のタクシーの上限運賃改定が実施される場合にも、当該地区における傘下の関係事業者団体及び会員各事業者に対して、同様の御対応方を併せてお願い申し上げます。

東京地区タクシーの上限運賃改定について

平成１９年１０月１８日
物価問題に関する関係閣僚会議

東京地区タクシーの運賃改定については、申請者の経営状況、燃料価格急騰等の影響、タクシー運転者の労働条件、物価・国民生活への影響等に関し、２回にわたる物価安定政策会議の開催による意見の聴取等を通じて慎重に検討を進めてきたが、別紙のとおり上限運賃の改定を認めることとし、あわせて、下記の方針により対処するものとする。

記

１．　政府は、良質かつ効率的なタクシー輸送を確保するため、事業者及び同団体に対し次の事項について強力に指導する。

（１）一層の経営効率化等に努めるとともに、サービスの向上により、一層の利用者利便の増進と輸送効率の向上を図る。

（２）タクシー運転者の労働条件の改善を図り、良質な労働力の確保に努める。

（３）運転者への教育の徹底等により、輸送の安全性向上を図る。

（４）高齢化社会の進展、国際観光需要の高まりなど社会環境の変化を踏まえ、地域のニーズに応える多様なサービスの提供に努める。

（５）利用者に対して、サービス内容や運賃の種類等の情報提供の一層の充実に努めるとともに、改定する事業者については改定後の運賃料金について周知徹底を図る。

また、上記（１）～（４）の事項に係る取組みに関して情報公開を行う。

別添

2．　政府は、事業者及び同団体に対し、タクシーサービスの質を維持するためにタクシー運転者の賃金の改善のためのコストを賄うという今回の運賃改定の趣旨に鑑み、収入の増加に応じて、これを的確に賃金の増加に反映させることにより、タクシー運転者の労働条件を確実に改善するとともに、その実績を公表するよう強力に指導し、運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときは、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行う。

3．　政府は、更に効果的かつ直接的な安全規制を実施するとともに、監査・行政処分等の事後チェックの更なる充実・強化を図り、タクシー事業の安全確保、タクシー運転者の労働条件の確保・改善を図る。

4．　政府は、規制緩和の効果を消費者に一層還元し、また、タクシー事業の更なる発展を目指す方向で、以下の論点について早急に検討を進める。

（1）総括原価方式の見直し、上限運賃規制そのものの見直し、サービスの多様化、利用者への情報提供の充実など、自由な競争の中で経営努力が促され、消費者利益に的確に反映されるようにする方策

（2）サービスの質の確保、不良事業者の退出促進、タクシー運転者の賃金の確保等の観点から、経営の変革を促し、市場の構造を変える方策

（別紙）

東京地区タクシーの上限運賃改定の概要

１．運賃・料金

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="4">現　行　運　賃</th><th colspan="3">申　請　運　賃</th><th colspan="3">改　定　運　賃</th></tr>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">初　乗</th><th>加　算</th><th>区分</th><th>初　乗</th><th>加　算</th><th>区分</th><th>初　乗</th><th>加　算</th></tr>
<tr><td>改定率
（平均）</td><td colspan="4">—</td><td colspan="3">18.7%</td><td colspan="3">7.2%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">距離制</td><td>中型車</td><td colspan="2">2.0km — 660円</td><td>274m — 80円</td><td rowspan="2">普通車</td><td rowspan="2">2.0km — 750～810円
（このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。）</td><td rowspan="2">238～276m — 80～90円</td><td rowspan="2">普通車</td><td rowspan="2">2.0km — 710円</td><td rowspan="2">288m — 90円</td></tr>
<tr><td>小型車</td><td colspan="2">2.0km — 640円</td><td>290m — 80円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">時間距離
併用運賃</td><td>中型車</td><td colspan="3">時速10km以下の走行時間について
1分40秒までごとに 80円</td><td rowspan="2">普通車</td><td colspan="2" rowspan="2">時速10km以下の走行時間について
1分30秒～1分40秒までごとに 80～100円
（このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。）</td><td rowspan="2">普通車</td><td colspan="2" rowspan="2">時速10km以下の走行時間について
1分45秒までごとに 90円</td></tr>
<tr><td>小型車</td><td colspan="3">時速10km以下の走行時間について
1分45秒までごとに 80円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">時間制</td><td>中型車</td><td colspan="3">初乗 1時間まで 4,380円
加算 30分までごとに 1,930円</td><td rowspan="2">普通車</td><td colspan="2" rowspan="2">初乗 30分～1時間まで 2,570～5,300円
加算 10分～30分までごとに 650～2,530円
（このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。）</td><td rowspan="2">普通車</td><td colspan="2" rowspan="2">初乗 1時間まで 4,550円
加算 30分までごとに 2,050円</td></tr>
<tr><td>小型車</td><td colspan="3">初乗 1時間まで 4,070円
加算 30分までごとに 1,830円</td></tr>
<tr><td>深夜・早朝
割増</td><td colspan="4">２３時から５時まで 3割増</td><td colspan="3">２２時から５時まで 2割増</td><td colspan="3">２２時から５時まで 2割増</td></tr>
</table>

２．実　施　予　定　日　　平成１９年１２月　３日

３．前回改定実施年月日　　平成　９年　４月　１日（消費税単純転嫁）

平成　７年　３月１８日（実質改定）